

議案第141号

級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書の提出について

上記の件について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月25日 提出

提出者 常総市議会議員 佐藤 剛史

賛同者 常総市議会議員 草間 典夫

賛同者 常総市議会議員 小林 剛

〃 同 石塚 剛

〃 同 坂野 茂実

〃 同 柳井 真吾

〃 同 堀越 道男

〃 同 吉原 晴照

〃 同 茂田 信三

〃 同 倉持 守

〃 同 柴 典明

〃 同 中島 義昭

〃 同 大澤 清

〃 同 中村 安雄

〃 同 岡野 一男

〃 同 中村 博美

〃 同 遠藤 章江

〃 同 塚本 治男

〃 同 入江 赳史

## 級地区分及び地域手当の格差是正を求める意見書

地方公務員給与における地域手当については、平成26年の人事院勧告に基づき、平成27年4月1日に給与制度の総合的見直しが実施され、給料表の水準を平均2%引き下げる代替措置として見直しがされたが、本市においては、この見直しにおいても、引き続き未支給地となっている。

地域手当の級地は、地方交付税に係る普通態容補正のほか、介護報酬に係る地域区分、保育所運営費の単価等に係る地域手当の級地などにも利用されているところ、当市の近隣の複数市とは同じ生活圏、経済圏にあるにもかかわらず、当該近隣市の10%を超える地域手当支給率と当市の未支給は、市職員の人材確保を始めとして、福祉サービスに対しても非常に大きな自治体間格差を生じさせている。特に隣接市の16%との格差は市の正規職員の給与のみならず、非正規職員の時給にも200円以上の差が生じているところである。

こうした中、令和5年の人事院勧告においては、地域手当に関して、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見等様々な指摘があり、級地区分の設定を広域化するなどの調整方法に見直すこととされた。特に同一生活圏域、経済圏内にあるにもかかわらず、近隣市と比較して地域手当の支給がないことで行政運営上、多大な影響を及ぼしている当市のような地域に対しては、級地区分（地域手当）の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月25日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣  
財務大臣 人事院総裁